（ねずみ及び害虫の駆除）

31　ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。

〔飼養環境に関する事項〕

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

32　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（畜舎等施設の清掃及び消毒）

33　畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を3に規定するマニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

〔家畜に関する事項〕

（毎日の健康観察）

34　毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

〔人に関する事項〕

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

35　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

〔物品に関する事項〕

（衛生管理区域から退出する車両の消毒）

36　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

37　家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

〔家畜に関する事項〕

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

38　家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

（特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止）

39　飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

（特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）

40　飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、当該農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。認されれた家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の二の項の改正規定中23及び29に係る部分は同年十一月一日から、3、9及び21に係る部分は令和三年四月一日から施行する。

（家畜の死体の保管場所に関する経過措置）

**第二条**　この省令による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の二の項13の規定は、令和二年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（処理済みの飼料の利用に関する経過措置）

**第三条**　旧規則別表第二の二の項10の規定は、令和三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。